

**札幌市都市公園
指定管理者募集要項**

目 次

1	施設の概要及び目安となる管理費	1
2	申込資格	1
3	申込書類	2
4-1	選定基準	4
4-2	指定管理者の管理運営評価の選定への反映について	6
5	管理の基準	8
6	業務内容	10
7	利用料金に関する事項	10
8	管理運営に要する経費	11
9	指定期間	14
10	申込方法・スケジュール	14
11	指定管理者候補者の選定及び指定	15
12	協定の締結	16
13	参考資料	16
14	その他	17
別紙 1		
	公募公園一覧表	18
別紙 2		
	参考管理費内訳表	19
	コンソーシアム協定書	20

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）に基づき、公の施設である札幌市都市公園の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要及び参考管理費

- (1) 募集施設の概要及び公募の単位は、別紙 1「公募公園一覧表」のとおり。
- (2) 募集施設の参考となる管理費は、別紙 2「参考管理費内訳表」のとおり。

2 申込資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く）
 - キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - ク 札幌市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ケ 「札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者選定委員会」委員が経営又は運営に直接関与している団体
 - コ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法附則第 59 条第 1 項又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 3 条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く）
 - サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「暴排条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）（※代表者においてはその構成員である者）
- (3) 札幌市内に団体の事務所があること。
- (4) グループによる応募
 - ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することがで

きます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となる
ことができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募する
ことはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について(2)及び(3)の資格が必要となります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者
と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体と
して連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について
各構成団体が合意した旨を記した書面（コンソーシアム協定書）を他の申込書類と併せて提
出していただきます。なお、当該書面の提出が遅れる場合は、別途ご相談ください。

3 申込書類(原則、A4サイズで統一してください。)

(1) 申込書(様式1)

※グループで応募する場合、申込書(様式1)とグループ応募構成書(様式1-2)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格			書類の内容
2(1)		法人の場合	・法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
		法人格のない団体の場合	・団体の規約及び構成員名簿
2(2)ア及びイ		法人の場合	不要
		法人格のない団体の場合	・代表者の「身分証明書」 ・代表者の「登記されていないことの証明書」
2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケ			・2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク・ケに該当しない旨の申立書（様式2）
2(2)コ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・納税の猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
2(2)サ			・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2－1）

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(3) 管理業務の計画書 **(様式 3)**

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げる要求水準に留意の上、**様式 3**に示す内容を含めること。

ア 施設の管理に係る基本方針、事業目標、平等利用確保の取組、地球温暖化防止対策及び環境への配慮に向けた取組等

イ 組織、人員体制（組織構成、職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令の遵守に向けた対応、雇用環境の向上に向けた取組等）

ウ 業務運営計画書（管理水準の維持向上、第三者への委託等（5－（8）－ウ参照）の予定及び当該委託した業務の管理に関する事項、市民との協働、財務管理、苦情対応、セルフモニタリング、評価等）

エ 各業務の具体的な実施要領（維持管理業務計画、防災業務計画、安全管理・責任体制、自主事業の実施計画、利用促進計画、札幌市内の企業等の活用計画等）

オ 類似業務の実績

カ 福祉施策に関する取組（障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組等） **(様式 3－1)**

キ ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組 **(様式 3－2)**

※グループで応募する場合、各取組等の実施主体を明確にすること。

(4) 管理に係る収支計画書 **(様式 4)**

(5) 団体の経営状況を説明する書類等

ア 前3事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分）

イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）

ウ 前3事業年度の売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率、総資本経常利益率、売上高有利子負債比率を計算した書類 **(様式 5)**。既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、提出を必要とする団体において、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください。）

エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに都市公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款又はこれらに相当する書類

イ 事業報告書又はこれらに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(7) 自主事業の実施計画書

ア 自主事業の企画・実施

イ 飲食・物販

ウ その他の事業

※ 自主事業を計画する場合には、８－(6)に示すとおり、大幅な利益が生じた場合の還元について提案していただきます。また、自主事業の経理については、業務仕様書（第５－１－(3)）に示すとおり区分経理となります。

このため、自主事業を計画する場合には、当該還元額の見込み及び費用の配分についてそれぞれ考慮の上(4)に示す収支計画書において、自主事業の収支計画についても記載してください。

(8) 様式３の記載事項を確認する書類

ア 労働条件通知書、雇用契約書、出向契約書、労使協定（原則全て案、継続で変更がない場合は実際に使用しているもの）

イ 労働保険概算・確定保険料申告書、納付書(年度更新時)、社会保険料納付書（直近２ヶ月分）（新規の場合はコンソーシアムを構成する全団体にかかるもの、継続の場合は実際に申告・納付したもの）

※グループで応募する場合、該当する書類については、構成団体分も提出してください。

(9) 提出部数、書式等

提出部数 11部（正本1部、写し10部）

※ 提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。

様式１～５については製本したものに加えて、電子媒体（DVD等）に保存し提出願います。また、手書きでの作成はご遠慮ください。

なお、様式３については、製本したものに加えて、電子データ（原則ワード）を電子媒体（DVD等）に保存し提出願います。様式２－１及び様式４－１～４－５についても、製本したものに加えて、電子データ（原則エクセル）を電子媒体（DVD等）に保存し提出願います。ただし、ワード及びエクセル形式により難しい場合のデータフォーマットについては、札幌市と協議を行い決定してください。

４－１ 選定基準

指定管理者候補者の選定は、以下の選定基準(配点)による採点と「４－２ 指定管理者の管理運営評価の選定への反映について」による加点または減点（評価内容に応じて＋10点～▲5点の幅で実施）の合計点に基づく総合点数方式により行います。

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。（10点）

ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか

イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか

(2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。（70点、有料公園施設が無い場合は65点）

ア 都市公園の設置目的に合致した運営方針となっているか

イ 各業務を適正かつ効果的に実行得る統括運営が行われ、管理水準の維持向上が図られる統括管理業務計画となっているか

ウ 都市公園（施設、遊具、樹木及び植物等）の維持管理業務計画が適切か

エ 非常事態（災害及び事故等）に対応し得る防災・安全管理計画となっているか

オ 有料公園施設の利用促進計画が提案されているか（有料公園施設が有る場合）

カ 当該公園の特性等に応じた公園運営となっているか

キ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か

ク 自主事業の実施計画が施設の設置目的に照らして効果的であり、利益の還元方法についても施設の管理運営に有効な提案となっているか

ケ 当該公園の魅力や特色を把握し、それらを更に高めるような自主事業等が提案されているか

コ 豊富で良好な類似業務の実績があるか

サ 計画書の全体が、施設の設置目的の達成に対し有効に寄与するか、また、各業務計画は十分な具体性、実行可能性があるか

(3) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(70 点)

ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか

イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか

ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか

エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か

オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か

カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か

キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

なお、当該項目は 15 点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。

支払賃金に関わる配点に関しては、様式 4-4 で記載した指定管理期間初年度の配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。

各配点＝15 点×（各配置人数/合計配置人数）×

（（各計画時給額－北海道最低賃金）/（基準時給額－北海道最低賃金））

記載項目分全てについて、各々計算し合計する。

なお、（計画時給額－北海道最低賃金）/（基準時給額－北海道最低賃金）が 1 を超える場合は、当該部分を 1 として計算すること。

例）（配点が 15 点の場合）

	職種	雇用形態	配置人数	計画時給
			(人)	(円)
A	一般事務員	正規職員	1	2,400
B	一般事務員	正規職員	1	1,500
C	受付事務員	パート	3	1,200
D	保育士	パート	2	1,100
E	清掃作業員	契約社員	3	1,010
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額 (円)	北海道最低賃金 (円)
1,105	1,010

A : 採点結果＝15 点×（1 人/10 人）×（（2,400-1,010）円/（1,105-1,010）円）

＝1.500 点

B : 採点結果=15 点×(1 人/10 人)×((1,500-1,010)円/(1,105-1,010)円)	=1.500 点
C : 採点結果=15 点×(3 人/10 人)×((1,200-1,010)円/(1,105-1,010)円)	=4.500 点
D : 採点結果=15 点×(2 人/10 人)×((1,100-1,010)円/(1,105-1,010)円)	=2.842 点
E : 採点結果=15 点×(3 人/10 人)×((1,010-1,010)円/(1,105-1,010)円)	=0.000 点

合計点数=10.342 点

※合計点数について、小数点第三位未満を四捨五入する場合

ク 第三者への委託の方法は適切か

(4) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。(25 点、有料公園施設が無い場合は 20 点)

ア 札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか

イ 札幌市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか

なお、当該項目は 15 点の配点を行うものとし、以下の評価方法により採点を行います。

＜基準管理費用を超える提案は 0 点とし、提案額が基準管理費用以下の例について下記のとおり採点する。

例) 基準管理費用 1 億円、A が 7 千万円、B が 9 千万円で提案した場合

採点結果=最低提案額/提案額×配点 (小数点第三位以下を四捨五入)

A : 採点結果= 7 千万円/ 7 千万円×15 点 = 15.00 点

B : 採点結果= 7 千万円/ 9 千万円×15 点 = 11.67 点

なお、選定に当たっては、原則として基準管理費用を超える額の支出が必要となる団体は不選定とする。ただし、その団体が提案するサービスの内容が、本市が想定していた以上のものである場合には、本市の支出額が基準管理費用を超えることとなっても、その団体を指定管理者となるべきものとして選定することができる。＞

ウ 利用料金収入見込みは適切か (有料公園施設が有る場合)

エ 支出計画に無駄はないか

(5) その他 (25 点)

ア 環境への配慮がなされている提案となっているか

イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか

ウ 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか

エ 地域や経済の活性化に寄与する提案となっているか

オ 市民との協働、地域等との連携が図れる提案となっているか

4-2 指定管理者の管理運営評価の選定への反映について

指定管理者の取組意欲と緊張感を高め、より良い管理運営を促進する観点から、現在の指定管理者が、次期指定管理者選定に継続して応募してきた場合には、現在の指定期間開始後の各年度の指定管理者評価シートを活用し、「4-1 選定基準」による採点に別途加点減点を行います。

(1) 今回の選定への反映

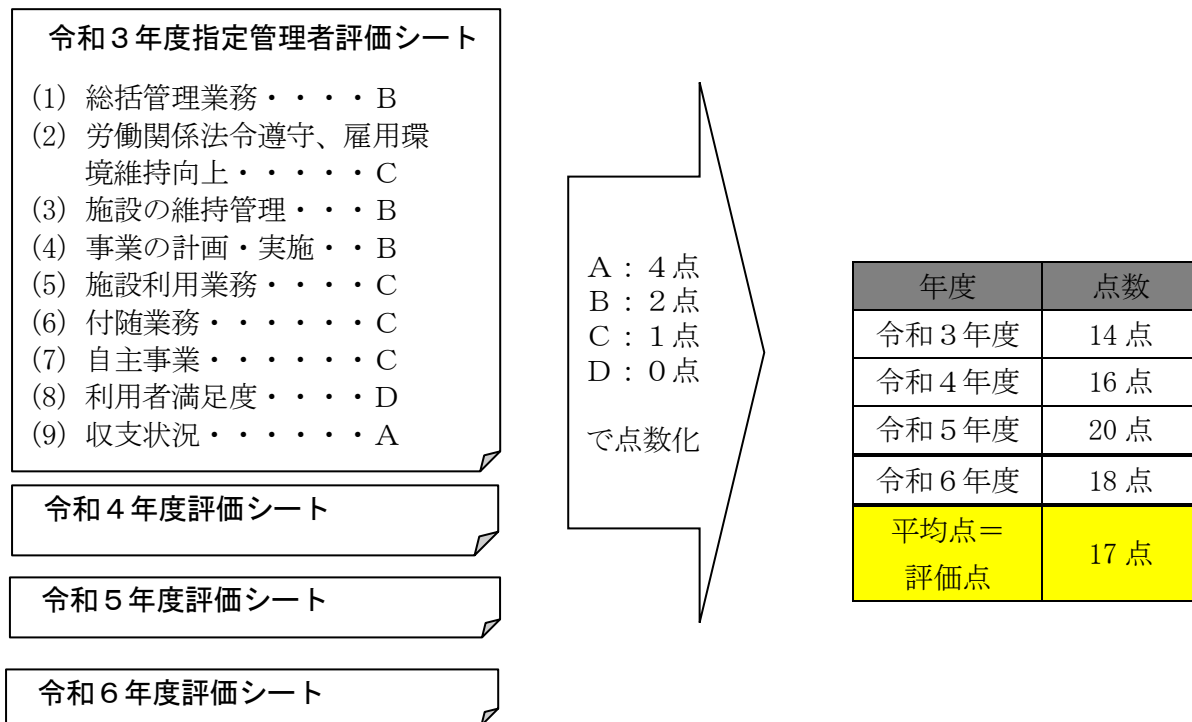
現在、都市公園の指定管理者となっている団体が、今回、同一の公募単位の選定に応募してきた場合は、現在の指定管理期間の管理運営状況の評価 (令和 3 年度、4 年度、5 年度、6 年度の管理運営に対する評価) の結果をもとに算定したそれぞれの加点及び減点の平均点を用

いて「4－1 選定基準」による採点への加点又は減点を実施します。今回の加点または減点の具体的な計算方法は以下のとおりです。

ア 年度ごとの指定管理者評価シートによる評価の点数化と評価点の算定

各年度の指定管理者評価シートの各項目の評価を点数化して年度の点数を算定し、当該点数の平均点を評価点とする。

<例>（評価年度が4か年度、各年度の評価項目が9項目の場合）



※評価項目数が9項目に満たない場合は、9項目相当の点数に換算する。（換算方法：年度ごとの点数×9／評価項目数）

イ 評価ランクの決定と加減算率の算定

アで算定した評価点から総合評価ランクを決定し、それに応じた加減算率を算定する。

<例>

評価ランク	内容	評価点（X）	加減算率
I	良好な運営	$19 \leq X$	+5%
II	適切な運営	$16 \leq X < 19$	+2.5%
III	一部努力が必要な運営	$14 \leq X < 16$	±0%
IV	努力が必要な運営	$X < 14$	▲2.5%

ウ 加点または減点の決定

イで算定した加減算率を「4－1 選定基準」の配点の合計に乗じて、加点または減点を決定する。

<例>

「4－1 選定基準」の配点の合計が200点、評価ランク「I」の場合

加点または減点：200点×（+5%）＝10点 ⇒ よって、10点を加点する。

なお、本措置は、

- 指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がなく、現在の管理運営実績を次期選定に反映させることが適切であると判断されること
- また、応募に際して現在の指定管理者の事業内容が財務内容、組織等に大幅な変更が無いと認められること、対象となる事業者が共同事業体である場合は、その構成員に変更がなく、かつ各々の構成員が事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がないと認められることが実施の条件となります。

(2) 次回の選定への反映

今回の選定を経て指定された指定管理者が、当該施設の次回の選定に応募し、かつ札幌市が毎年度実施する管理運営状況の評価において、あらかじめ定められた基準に合致する実績を有する場合には、「4-1 選定基準」による採点への加点減点を実施します。本措置は、反映すべき評価があり、当該施設の次回の指定管理者選定時点と当該選定を経て指定された指定管理者の指定期間において、以下の条件がすべて確保されている場合にのみ実施します。

ア 事業者について

対象となる事業者の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がないと認められること。
また、対象となる事業者が共同事業体である場合は、その構成員に変更がなく、かつ各々の構成員が事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更がないと認められること。

イ 事業内容について

指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲及び施設で行われる事業内容に、大幅な変更がなく、現在の管理運営実績を次期選定に反映させることが適切であると判断される場合。

5 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日等は、維持管理業務特記仕様書のとおりです。(施設が設置されている場合のみ)

※ 特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができます。

※ 管理業務の計画書に記載する提案により、開館時間を延長し、又は休館日を少なくすることができます。

(2) 個人情報の保護に関する法律の適用について

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 4 章の規定のほか、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては同法第 66 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定により札幌市と同様の安全管理措置義務を負うことになります。具体的には、管理業務を開始する前に、札幌市が定める個人情報取扱安全管理基準に適合している旨の申出書を提出していただきます。

また、同法第 33 条第 1 項の規定による開示の請求、第 34 条第 1 項の規定による訂正の請求及び第 35 条第 1 項の規定による利用停止等の請求があったときは、同法の定めるところにより適正に対応する必要があります。

(3) 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）第 22 条の 2 の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(4) 札幌市行政手続条例の適用について

指定管理者は札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当

するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(5) 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めることとなります。

(6) 暴排条例の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力してください。具体的な取組については、以下のとおりです。

ア 施設が暴力団の活動に使用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。

なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）や暴力団関係事業者などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

イ 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととします。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従ってください。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という））に基づき、障がい者への合理的配慮を行わなければなりません。指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、札幌市に準じた対応を行ってください。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）を参照してください。

(8) その他

ア 管理業務を行うに当たっては、法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。

イ 管理業務を行うに当たっては、地球温暖化防止対策及び環境に配慮した取組の推進に努めてください。

ウ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務等本市が認める業務についてはこの限りではありません。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認が必要となります。

エ 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用を努めてください。

オ 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障

がい者の積極的な雇用や障害就労施設等の活用など福祉施策への取組みに努めてください。
カ 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条に準拠するよう努めてください。

6 業務内容

指定管理者の行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、業務仕様書及び維持管理業務特記仕様書（維持管理基準表含む）のとおりとします。

- (1) 統括管理業務
- (2) 施設・設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務
- (4) 施設の利用等に関する業務
- (5) 上記業務に付随する業務

7 利用料金に関する事項（利用料金制度施設が有る場合）

(1) 利用料金制度

都市公園においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、札幌市が札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号。以下「条例」といいます。）及び札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号。以下「規則」といいます。）で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることができます。

申込者の提案により施設の開放時間を延長する場合は、条例に定める各時間区分（午前、夜間、全日等）のほか、開放時間の延長に応じてこれら条例に定める各時間区分の使用時間を延長した時間区分を新たに設けることができます。

新たに料金を定める場合は予定日の30日以上前、施設の開放時間を延長する場合は延長日の10日以上前までに、書面にて、札幌市に協議を申し入れてください。

※条例で定める額については、おおむね4年に一度見直しを行っており、指定期間中に変更となる可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 減免・還付

指定管理者は、条例第23条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は第24条の規定により利用料金を還付することができます。減免及び還付は、条例、規則及び札幌市公園使用料等減免基準に定めるところにより行うこととします。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する額を協定に定めるところにより新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととします。

(4) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

令和5年10月1日から、施設の利用事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、原則、指定管理者となる団体が適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書（インボイス）の交付及び写しの保存を行うことが必要となったため、必要に応じて手続や準備を行ってください。

（国税庁HP）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

(5) 条例で定める利用料金上限額の改定について

札幌市では、受益者負担の適正化の観点から、物価変動の影響を加味し、おおむね4年ごとに公の施設における使用料の見直しを行っております。

これに伴い、本施設の利用料金の上限を定める条例が改正されたときは、札幌市から指定管理者に対して利用料金の変更（その区分の変更を含む）を求める（※）場合があります。

※ 利用料金の額は、あらかじめ札幌市の承認を受けて指定管理者が設定することとなっています。そのため、条例改正により利用料金が強制的に変更されることはありません（条例で定める利用料金上限額が減額となり、条例改正前の利用料金額が条例に抵触するときは、この限りではありません。）。

なお、次回の使用料の見直しは令和11年度を予定しております。

8 管理運営に要する経費

(1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金その他の収入及び札幌市が支払う管理費用をもって充てるものとします。

管理費用の金額は、札幌市が適正であると認める金額の範囲内とし、支払方法は、協定に定めるところにより、分割払いとします。なお、当該支払いは、業務期間を分割し当該各期間の業務履行確認後に行うことを原則とします（詳細は、協議により協定で定めます。）。

また、募集施設の基準となる管理費用は別紙2のとおりです。

※別紙2 基準管理のほかに、社会一般の賃金水準の変動率に応じて、2年目以降の指定管理費を変更する仕組みである「賃金スライド制度」を導入しております。

制度の詳細については、札幌市のホームページを参照してください。

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の修繕等については、原則として、1件（合理的な理由のある工事単位）につき20万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のものについては、札幌市の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む）未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとします（札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものに限ります）。

イ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとします。

(3) 備品

ア 札幌市が備え付ける備品は、維持管理業務特記仕様書で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は、原則として、1件（合理的な理由のある単位）につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、札幌市が負担し、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のもの及び指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。

なお、指定管理者の負担により備品を補充した場合についても、その備品は札幌市に帰属するものとします。

イ 維持管理業務特記仕様書に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

(4) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

イ 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険等（交差責任担保特約を付加すること。）に加入していただきます。また、自転車貸付が指定管理業務に含まれる場合は、自転車損害賠償保険等への加入も併せて必要となります（北海道自転車条例より義務化）。

(5) リスク分担について

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○

	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円以上のもの(札幌市の予算の範囲内で可能なもの) (※)	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円未満のもの(※)		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

※ 件数は合理的な理由のある修繕等の単位です。

(6) 自主事業について

指定管理者は、自らの提案により、札幌市の承認を得た場合には、管理施設を利用して自主事業を実施することができます。

なお、指定管理者は、自主事業の実施により大幅な利益が発生した場合には、当該利益の一部を市への寄付、サービス向上のための設備の改善などにより市又は市民に対して還元するものとします。

このため、自主事業の実施を計画する場合には、利益の額の算定及び還元の方法について提案してください。

提案後、利益の額の算定及び還元方策の基本的考え方、具体的な還元時期等の詳細については協定において定めることとします。その他、自主事業を行う場合の留意事項等については、業務仕様書（第5－1）を参照してください。

なお、指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販等の自主事業を行うに当たっては、札幌市に対して、条例の規定に基づき公園施設の設置許可又は公園の占用許可等の申請が必要となり、その場合は原則として使用料又は占用料の納付義務が発生しますが、減免となる可能性もありますので、詳細は資料7（公園使用料等減免基準）を参照してください。

(7) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については、中央市税事務所諸税担当に、償却資産に係る固定資産税については、中央市税事務所固定資産税課にお問合わせください。

- なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問合せください。
- (8) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

9 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

10 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和7年7月4日（金）から令和7年9月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
イ 配布時間：9時00分から17時00分まで。

なお、募集要項等は、札幌市のホームページにも掲載しております。

(<http://www.city.sapporo.jp/ryokuka/top/shitei/toshikouen/kanrisya.html>)

(2) 事前説明会

ア 日時：令和7年7月11日（金） 10時00分から

イ 場所：札幌市中央区南1条東1丁目バスセンタービル1号館6階
みどりの推進部大会議室

※ 参加人数は、各団体で2名以内（グループで応募する場合は、各構成団体につき2名以内）とします。

参加希望者は、ホームページから申込書をダウンロードのうえ、令和7年7月10日（木）17時00分までにみどりの管理課あてに電子メール又はFAXでお申込みください。

なお、説明会では募集要項等を使用しますので、参加される方は事前に募集要項等を入手してください。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和7年7月17日（木）から令和7年7月24日（木）まで

質問書を作成し、持参、郵送、電子メール又はFAXにより、担当課まで送付してください。

イ 回答

令和7年7月31日（木）までに、電子メール又はFAXにより回答します。また、質問の要旨及び回答は、札幌市のホームページ【アドレスは(1)参照】に掲載するとともに令和7年9月3日（水）まで担当課において、閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(4) 申込み

ア 申込期間：令和7年8月5日（火）から令和7年9月3日（水）まで

：9時00分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

イ 提出部数：11部（3-(9)で示す提出部数、書式等のとおり）

(5) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課 担当：江頭、林

Tel 011-211-2536 Fax 011-211-2523

電子メールアドレス：midori-kanri@city.sapporo.jp

(6) その他

- ア 申込の撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く。）。
- イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、調査、確認する場合がありますので、協力してください。
- ウ 申込者が本件の応募に関し、札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者選定委員会の委員、その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- エ 申込者は、関係職員又は選定委員から、自らを有利に、または不利にするような不正な働きかけ等を受けた場合、速やかに、制度所管課（総務局改革推進室推進課 011-211-2061）に通報してください。
- オ 札幌市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- カ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- キ 申込書類の著作権は申請者に帰属しますが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。
- ク 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ケ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- コ 申込みに係る経費は、全て申込者の負担とします。
- サ 現在管理を行っている団体の管理運営に関する情報については、行政情報課（札幌市役所 2階）の市政刊行物コーナーで閲覧することができます。

11 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

札幌市が設置する「札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者選定委員会」において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。選定に当たり、令和7年10月上旬頃選定委員会による面接等を予定しています。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和7年10月下旬までに申込者全員に文書での通知を予定しております。また、令和7年11月中旬までに札幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します（予定）。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者の指定は、令和7年11月下旬に招集予定の令和7年第4回札幌市議会定例の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者として指定を受けられないこととなります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、グループで応募した団体が指定管理者となった場合には、当該損害について、グループの全体として連帯して賠償するものとします。

12 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、札幌市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することになります。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めるものであり、また、自主事業の実施に当たっては、札幌市の承認を得る必要があるとともに、公園施設の設置許可又は占用許可を受ける必要がある場合がありますので留意してください。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項（利用料金制度施設が有る場合）
- ウ 札幌市が支払うべき管理費用に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 指定管理者が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- ク 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ケ 情報公開に関する事項（札幌市情報公開条例第22条の2参照）
- コ 札幌市行政手続条例の適用に関する事項
- サ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
- シ 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務に関する事項
- ス 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- セ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
- ソ 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- タ リスク分担に関する事項
- チ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
- ツ 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
- テ 協定の改定に関する事項
- ト 都市公園の管理運営にあたり札幌市と指定管理者、その他により協議を行う運営協議会の設置に関する事項
- ナ 裁判管轄に関する事項
- ニ その他札幌市が必要と認める事項

13 参考資料

- (1) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）
（資料1）

- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（資料 2）
- (3) 指定管理者制度に関するガイドライン（資料 3）
- (4) 札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）（資料 4）
- (5) 札幌市都市公園条例施行規則（昭和 32 年規則第 33 号）（資料 5）
- (6) 札幌市運動施設等管理規則（昭和 32 年規則第 32 号）（資料 6）
- (7) 札幌市都市公園使用料等減免基準（資料 7）
- (8) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 22 号）（資料 8）、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 18 号）（資料 9）
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（資料 10）
- (10) 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）（資料 11）
- (11) 札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）（資料 12）
- (12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（資料 13）
- (13) 札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）（資料 14）
- (14) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料 15）
- (15) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル（資料 16）
- (16) 「札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者選定委員会」委員名簿（資料 17）
- (17) 「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）（資料 18）、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）（資料 19）
- (18) 「札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱」（資料 20）
- (19) 個人情報取扱安全管理基準（資料 21）

14 その他

- (1) 指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕等、行政目的達成のため指定管理区域の一部または全部について、指定管理者による管理や市民への供用を停止する場合があります。前述の計画については、札幌市の財政状況等により規模や時期が変動するため、その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、指定期間終了（令和 13 年 3 月 31 日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。

公募公園一覧表

公募 単位	公園名	所 在	主な施設	有料公園施設及び 利用料金制度施設 の有無	避難所指定
第 1	旭山記念公園	中央区界川 4 丁 目ほか	レストハウス、展望広場、 噴水、森の散策路	無し	指定緊急避 難場所
第 2	五天山公園	西区福井 10 丁目 ほか	【パークゴルフ場（27 ホ ール）】、炊事広場、環境学 習館、水車小屋、ホテルの 小川	<u>有り</u>	一時避難所
	宮丘公園	西区宮の沢 3 条 3 丁目ほか	無料パークゴルフ場（9 ホ ール）、芝生広場、遊戯広 場	無し	指定緊急避 難場所

※【 】内は有料施設

参考管理費内訳表

(単位：千円 消費税及び地方消費税を含む。)

公募 単位	年度	公園名	積算管理費	利用料金	基準管理費 (単年)			基準管理費 (5年間)	改修予定等
					光熱水費 (A)	事業所税 (B)	(A)(B)以外		
第1 公募	8年度	旭山記念公園	31,001	0	31,001	4,024	0	26,977	155,005
	9年度		31,001	0	31,001	4,024	0	26,977	
	10年度		31,001	0	31,001	4,024	0	26,977	
	11年度		31,001	0	31,001	4,024	0	26,977	
	12年度		31,001	0	31,001	4,024	0	26,977	
第2 公募	8年度	五天山公園 宮丘公園	37,410	6,058	31,352	4,508	0	26,844	156,760
	9年度		37,410	6,058	31,352	4,508	0	26,844	
	10年度		37,410	6,058	31,352	4,508	0	26,844	
	11年度		37,410	6,058	31,352	4,508	0	26,844	
	12年度		37,410	6,058	31,352	4,508	0	26,844	

- 目安となる管理費用は、積算管理費から利用料金を差し引いた基準管理費とします。
- 光熱水費とは、電気・上下水道代・燃料費を示します。
- 管理費には、トイレ管理費、回線使用料、修繕費、投棄料を含みます。

〇〇公園・〇〇公園・〇〇緑地コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 (コンソーシアムの名称) は、〇〇公園・〇〇公園・〇〇緑地 (以下「本施設」という。) を管理する指定管理者として、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例 (平成15年条例第33号) の規定に基づき札幌市と締結する本施設の管理に関する協定 (以下「管理協定」という。) を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的として、この協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、〇〇 (以下「△△△△」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 △△△△は、事務所を札幌市〇〇区△△条□□丁目に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 △△△△は、令和〇年〇月〇日に成立し、管理協定の履行を完了するまでは解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、△△△△は、本施設の指定管理者として指定されなかったときは、本施設の指定管理者に係る指定の結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 △△△△の構成員は、次のとおりとする。

(1) 住 所〇〇

名 称〇〇

代表者〇〇

(2) 住 所〇〇

名 称〇〇

代表者〇〇

(3) 住 所〇〇

名 称〇〇

代表者〇〇

(代表団体及び代表者)

第6条 △△△△は、〇〇を代表団体とする。

2 △△△△は、〇〇 (代表団体の代表者) を代表者とする。

(代表者の職務)

第7条 △△△△の代表者は、管理協定に基づく本施設の管理に係る業務 (以下「指定管理業務」という。) の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

(1) 第9条の運営委員会の決定に従い、札幌市との協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。

(2) △△△△の名義をもって札幌市が支払う管理費用を請求し、及び受領すること。

(3) △△△△に属する財産を管理すること。

(4) △△△△の名義をもって利用料金を収受すること。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、管理協定の履行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき△△△△が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

(運営委員会)

第9条 △△△△は、全構成員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、指定管理業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) △△△△の組織及び運営に関する事項
- (2) 指定管理業務の実施体制に関する事項
- (3) 各構成員の業務の分担及び経費の配分に関する事項
- (4) 損益の分担に係る比率の決定に関する事項
- (5) 指定管理業務に関する業務計画及び事業報告に関する事項
- (6) △△△△に属する財産及び資金の管理に関する事項
- (7) その他指定管理業務の遂行に必要な事項

(取引金融機関)

第10条 △△△△の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、△△△△の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(業務の分担等)

第11条 各構成員の業務分担及び管理費用の分担額は、次のとおりとする。ただし、管理協定の変更により指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担及び管理費用の分担額を変更するものとする。

〇〇業務	(構成員名)	円
△△業務	(構成員名)	円
□□業務	(構成員名)	円
(共通業務	〇〇業務	円)

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

(決算)

第13条 △△△△は、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 指定管理者の指定の手續に要した経費は、構成員全員の同意により当該年度の決算に繰り入れるものとする。

(損益の分担)

第14条 前条第1項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、運営委員会が定める比率によって各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。

(構成員名)	%
(構成員名)	%
(構成員名)	%

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく各構成員の権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員は、札幌市及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち指定管理業務を完了する前に前項の規定により脱退した者がある場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して指定管理業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員が脱退した場合における脱退した構成員以外の構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、運営委員会が定めるものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 △△△△が解散した後においても、管理協定の履行につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。ただし、△△△△の構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して脱退した構成員の分担業務を完成するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表団体〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇公園、〇〇公園、〇〇緑地コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本 通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が1通を保有し、副本については札幌市に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名 称)	印
	(代表者)	
構成員	(所在地)	
	(名 称)	印
	(代表者)	
構成員	(所在地)	
	(名 称)	印
	(代表者)	